

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行います。

令和元年 6 月 6 日
契約担当役
一般財団法人海上災害防止センター
理事長 中島 敏 印

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 : 令和元年度第 2/四半期第二海堡で消防訓練に使用する燃料油購入
- (2) 契約物品 : 燃料油: 灯油 25,000ℓ(JIS1 号)、軽油 9,000ℓ
- (3) 契約期間 : 令和元年 7 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで
- (4) 納入場所 : 第二海堡消防演習場(千葉県富津市宇洲端 2433)
- (5) 納入方法 : 一般財団法人海上災害防止センターが指定した日時、指定した数量を、第二海堡に接岸できるタンカーで、上記場所に納入すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項(資格要件等)

- (1) 一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条の規定に該当しない者であること
- (2) 全省庁統一一般競争参加資格における「平成 31・32・33 年度資格審査」の物品の販売の登録を受けた者であること
(参考) ※一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条

(一般競争に参加させることができない者)

第 6 条 契約担当役等は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第 7 条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3. 契約事項を示す場所

- (1) 神奈川県横浜市西区みなとみらい 4-4-5 横浜アイマークプレイス 6F 一般財団法人海上災害防止センター(本部)
- (2) 防災訓練所横須賀研修所掲示板
- (3) 当センターホームページ

契約及び入札等に関する問合せ先

一般財団法人海上災害防止センター 防災訓練所 担当:山本 電話:045-224-4321 FAX:045-224-4312

4. 仕様書等の交付期間・交付場所

令和元年 6 月 6 日(木)から令和元年 6 月 14 日(金)まで。交付場所は上記 3 の(1)に同じ。
事前に担当者に連絡の上、直接又は郵送等により仕様書等を受領すること。なお、仕様説明会は開催しない。

5. 競争執行の場所及び日時

入 札 一般財団法人海上災害防止センター(本部) 令和元年 6 月 25 日(火) 14 時 00 分～

6. 入札契約保証金に関する事項 免除

7. 入札の無効

本公告に示した入札資格要件等に該当しない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 入札方法について

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、軽油引取税は入札金額には含まない。
- (2) 入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。
- (3) 落札者の決定方法 当センターが作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9. その他

仕様書等入手した後、何らかの理由により入札を辞退する場合は、遅くとも令和元年 6 月 20 日(木)16 時 00 分までに、担当者まで電話又は FAX にて連絡すること。